

北海道が定める都市計画

都市計画の内容		備 考
※都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		提案制度の対象外
市街化区域と市街化調整区域との区分（線引き）		
地域地区	風致地区	面積が10ha以上のもの (2以上の市町村の区域わたるものに限る。)
	臨港地区	特定重要港湾、重要港湾
	緑地保全地区	面積が10ha以上のもの (2以上の市町村の区域わたるものに限る。)
	流通業務地区	
都市施設	道路	高速自動車国道、自動車専用道路(一般国道)、一般国道、道道
	都市高速鉄道	
	公園、緑地、広場	面積が10ha以上のもの (国や道が設置するものに限る。)
	墓園	面積が10ha以上のもの (国や道が設置するものに限る。)
	水道	水道用水供給事業の用に供する水道
	下水道	公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域、流域下水道
	河川・運河	一級河川、二級河川(札幌市の区域内のみに存するものを除く)、運河
市街地開発事業		土地区画整理事業にあっては面積が50haを超えるもの、3haを超える第一種市街地再開発事業など(国の機関又は道が施行すると見込まれるものに限る。)

士別市が定める都市計画

上記北海道が定めるもの以外のもの